## 〇内閣府令第三十六号

成 年 被 後見 人等  $\mathcal{O}$ 権 利  $\mathcal{O}$ 制 限に係る措 置  $\mathcal{O}$ 適 正 化等 を図 る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 に . 関 段する法律 律 **令** 和 元 年

法律第三十七号) の <u>ー</u> 部  $\mathcal{O}$ 施行に伴 V ; 並 び に 関係 法 律  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 及び関係法律を実施するため、 成

察庁 関係内間 閣 府令 - の整: 備等に関する内閣 府令を次のように定める。

年被後見人等の権利

の制限に係る措置の適

正

化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

成年被後見人等 で権利の の制限に係る措置の適 正 化等を図るための関係法律 :の整備 に関 する法律の 施行

に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

(質屋営業法施行規則の一部改正)

第 条 質 屋 営業 法 施 行 規 則 昭 和二 十五 年 -総理府 令第二十五号) の — 部 を次のように 改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ ŋ 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍線 を 付 L た部分をこれ に順 次 対応す る改 正 後 欄 に 掲 げ 規定

の傍線な を付 した部分のように改め、 改正 前 欄 及び 改正 後欄 に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

える。

て移動し、 した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加

3 2 _		第 3 2 第	
一 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。[略] [略]	他業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日)   場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者その	第二条 法第二条第一項の規定による質屋の許可申請書には、次の事項 第一条 [略] 2 前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、法定代理人(営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に限る。次条第三項第四号並びに第八条第二項第一号及び第三号において同じ。)がある場合には、その連署 (	改正後
3 2 五 [同上] — [同上]	年月日) の住所及び生年月日並びにその業務を行う役員の住所、氏名及び生人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者[一〜三 同上]	(申請及び届出の一般的手続) 第一条 [同上] 2 前項の申請書又は届書には、各本条に規定する事項のほか、次の事項を記載し、法定代理人又は保佐人がある場合には、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)がなければならない。 [一・二 同上] 第二条 [同上]	改正前

#### 略

口 法第三条第一項第四号に掲げる者に該当しないことを誓約する

書面

ハ 市 計时村 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨 (特別区を含む。) の長の証明書

# 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

#### 略

口 書類 代表者その他業務を行う役員に係る前号イからハまでに掲げる

三 る書類並びに法第三条第一項第九号ロに掲げる者に該当しないこと 管理者を定めるときは、 当該管理者に係る第一号イ及びハに掲げ

を誓約する書面

兀 う役員に係る第一号イ及びロに掲げる書類 に掲げる書類 法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号イ及びロ (法人の場合は、 第二号イ及び代表者その他業務を行

る場合の許可申請書には、 主が当該許可を受けた公安委員会から質屋営業の許可を受けようとす 安委員会から許可を受けようとする場合又は古物商若しくは古物市場 質屋がすでに許可を受けている営業所以外の営業所について同一公 ただし、 当該営業所に管理者を設けようとする場合において、現 前項に規定する書類を添えることを要しな

4

#### 1 [同上]

[号の細分を加える。]

口 平成十一年法律第百四十九号) 関する法律 年被後見人とみなされる者又は破産者で復権を得ないものに該当 する登記事項証明書をいう。 しない旨の市町村 成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書 (平成十一年法律第百五十二号) (特別区を含む。) の長の証明書 附則第三条第 及び民法の一部を改正する法律 第十条第 一項の規定により成 (後見登記 項に規定 等に

#### 同上

[同上]

イ

口 代表者その他業務を行う役員に係る前号イ及びロに掲げる書類

 $\equiv$ る書類 管理者を定めるときは、当該管理者に係る第一号イ及び口に掲げ

兀 る書類 に係る第一号イに掲げる書類)及び後見に関する証明書 法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る第一号4に掲げ (法人の場合は、 第二号イ及び代表者その他業務を行う役員

4 合の許可申請書には、 当該許可を受けた公安委員会から質屋営業の許可を受けようとする場 ただし、当該営業所に管理者を設けようとする場合において、現に当 安委員会から許可を受けようとする場合又は古物商若しくは市場主が 質屋がすでに許可を受けている営業所以外の営業所について同一公 前項に規定する書類を添えることを要しない。

なければならない。する場合にあつては、許可申請書に前項第三号に規定する書類を添えに当該質屋又は古物商の営業所の管理者である者以外の者を管理者と

#### [5 略]

(心身の故障により業務を適正に行うことができない者)

の障害により質屋の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及第三条の二 法第三条第一項第四号の内閣府令で定める者は、精神機能

び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

思疎通を適切に行うことができない者とする。により管理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意2 法第三条第一項第九号ロの内閣府令で定める者は、精神機能の障害

(管理者の新設又は変更の許可申請)

らない。ただし、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は 十号口に掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添えなければな を年月日及びその事由を記載し、新たに管理者にしようとする者に係 等二条第三項第一号イ及びハに掲げる書類並びに法第三条第一項第 る第二条第三項第一号イ及びハに掲げる書類並びに法第三条第一項第 を表表しまるとする管理者の本籍、住所、氏名、

(営業内容変更の届出)

古物商の営業所の管理者である場合は、この限りでない

員会に提出しなければならない。きは、十日以内に、その事実及び事由を記載した届書を、管轄公安委第八条 質屋は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じたと

#### [略

ればならない。場合にあつては、許可申請書に前項第三号に規定する書類を添えなけ該質屋又は古物商の営業所の管理者である者以外の者を管理者とする

5 同上

[条を加える。

## (管理者の新設又は変更の許可申請)

第五条 法第四条第一項の規定による管理者の新設又は変更の許可申請第五条 法第四条第一項の規定による管理者の本籍、住所、氏名、書には、新設し、又は変更しようとする管理者の本籍、住所、氏名、書に、新設し、又は変更しようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である場合は、この限りでない。

### (営業内容変更の届出)

提出しなければならない。十日以内に、その事実及び事由を記載した届書を、管轄公安委員会に第八条 質屋は、次に掲げる事項の一に該当する事実が生じたときは、

同上

#### - 5 -

- (法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しくは名称)の変更一 法定代理人の異動若しくは新たな選任又はその住所若しくは氏名
- う役員の異動又はその住所若しくは氏名の変更 質屋又はその法定代理人が法人の場合は、代表者その他業務を行

#### [四·五 略]

一号イ及び口に掲げる書類)合は、同項第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る同項第する者に係る第二条第三項第一号イ及び口に掲げる書類(法人の場)法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任

に掲げる書類 いては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イからハまでいては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イからハまで二 質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合にお

□に掲げる書類合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及び三 法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場

(物品を質に取る場合の確認の方法)

は名称)の変更 所若しくは氏名(法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しく 一 法定代理人若しくは保佐人の異動若しくは新たな選任又はその住

「引い、引い。その他業務を行う役員の異動又はその住所若しくは氏名の変更その他業務を行う役員の異動又はその住所若しくは氏名の変更三 質屋又はその法定代理人若しくは保佐人が法人の場合は、代表者

[四・五 同上]

2 [同上]

に掲げる書類)及び後見に関する証明書同項第二号イ及び代表者その他業務を行う役員に係る同項第一号イする者に係る第二条第三項第一号イに掲げる書類(法人の場合は、法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任

げる書類いては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イ及び口に掲二 質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合にお

げる書類 合においては、新たに就任する者に係る第二条第三項第一号イに掲三 法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場

(物品を質に取る場合の確認の方法)

#### 2

略

#### (帳簿)

よらなければならない。 第十七条 法第十三条に規定する帳簿は、別記様式第三号及び第四号に

(電磁的方法による保存)

記載された帳簿の保存に代えることができる。

記載された帳簿の保存をもつて法第十四条第一項に規定する当該事項がは、当該記録の保存をもつて法第十四条第一項に規定する当該事項がおい方法をの他の人の知覚によつて認識することができない方法をい第十八条 法第十三条各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁

#### 2 [略]

#### (質受証)

は、別記様式第六号によらなければならない。第十九条 法第十五条第二項に規定する質札は、別記様式第五号、通帳

(質物を返還する場合の確認の方法)

第二十条 法第十七条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲

げるとおりとする。

容とを照合する。 であるとは第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内 の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内 の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内 の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内 の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載されている関係事項の内 の内容とを照合する。

#### 2 [同上]

#### (帳簿)

よらなければならない。 第十七条 法第十四条に規定する帳簿は、別記様式第三号及び第四号に

(電磁的方法による保存)

記載された帳簿の保存に代えることができる。 気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいては、当該記録の保存をもつて法第十五条第一項に規定する当該事項がは、当該記録の保存をもつて法第十五条第一項に規定する当該事項がは、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機能が必要に応じ電子計算機その他の機能があることができない方法をいる。

#### 2 [同上]

(質受証)

は、別記様式第六号によらなければならない。第十九条 法第十六条第二項に規定する質札は、別記様式第五号、通帳

(質物を返還する場合の確認の方法)

げるとおりとする。 第二十条 法第十八条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲

事項の内容とを照合する。 「質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受けも 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受けも 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受けも

記載されている関係事項の内容とを照合する。

一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の

三 質札又は通帳を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から質札の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から質札の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から質札の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から質札のでに対しては、質量は、相手方から質札のでは、質量における質物のででは、質量を関係を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物にないる関係事項の内容とを照合する。

兀 ている関係事項の内容とを照合する び年齢並びに受戻しの請求に係る質物の品目、 者であることを証するに足りる資料の提示を受け、 て質物の受戻しの請求を受けた場合においては、 質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとし その相手方が質物を受け戻すことについて正当な権限を有する かつ、 氏名及び職業、 その答弁の内容と法第十三条に規定する帳簿に記載され 質契約の年月日、 質置主の住所、 数量及び特徴を質問 質屋は、 その相手方の住 氏名、 相手方か 職業及

事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についての権限を有する者であることを確認するために確かめなければならない質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取について正当な

2

2

一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の一質札又は通帳を携帯していない者から質置主であるとして質物の

簿に記載されている関係事項の内容とを照合する。 質札又は通帳を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方から相手方との間における質物の受取りについての権利関係、質置主とは所及び年齢並びに受けもどしの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十四条に規定する帳がつ、その質札又は通帳を携帯する者から質置主以外の者であるとして質物質に記載されている関係事項の内容とを照合する。

三

兀 に記載されている関係事項の内容とを照合する 特徴を質問し、 職業及び年齢並びに受けもどしの請求に係る質物の品目、 方の住所、 有する者であることを証するに足りる資料の提示を受け、 方から、その相手方が質物を受けもどすことについて正当な権限 て質物の受けもどしの請求を受けた場合においては、 質札又は通帳を携帯していない者から質置主以外の者であるとし 氏名及び職業、 かつ、 その答弁の内容と法第十四条に規定する帳簿 質契約の年月日、 質置主の住所、 質屋は、 その 数量及び 氏 相手 相

い事項のうち、知しつしているものがあるときは、当該事項についてな権限を有する者であることを確認するために確かめなければならな質屋は、前項の規定により相手方が当該質物の受取りについて正当

#### 第5号(質札)

第 뮦 札 質 質契約の日 年 月 日 貸付金額 円 品目及び数量 流質期限 年 月 日 殿 営業所の所在地 氏 名 営業所の名称

- 備考 1 下部の余白又は裏面に、法第16条第1項(営業所内に掲示すべき事項)に 定める掲示事項を記載しておくこと。
  - 2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
  - 3 裏面に、質置主が他人に質物の受戻しを委任する場合に、その旨をこの質 札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載しておく ことができる。

#### 第5号(質札)

第 뮦 質 札 質契約の日 年 月 日 貸付金額 円 品目及び数量 流質期限 年 月 日 殿 営業所の所在地 名 営業所の名称

- 備考 1 下部の余白又は裏面に、法第17条第1項(営業所内に掲示すべき事項)に 定める掲示事項を記載しておくこと。
  - 2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
  - 3 裏面に、質置主が他人に質物の受けもどしを委任する場合に、その旨をこ の質札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載して おくことができる。

 $\mathcal{O}$ 確認  $\mathcal{O}$ 方法を行なわ な

許可証等の呈示

第 第 質物の売却 干 項 条 0 市場に立 のため、 質屋又はその ち入ろうとするときは、 古物営業法 従業者が法 (昭和二十四年法律第百八号) 第十 九 質屋又はその従業者であ 条第一 項 0 規 **流定によ** 第 り、

条

流

質物の

売却

のため、

古物営業法

(昭和)

一十四年法律第百八号)

第

条

項

第

号

の古物

市場に立ち入ろうとするときは、

質屋又はその

業者であることを証明する許可証その

他の証票を携帯

Ļ

古物市

場

主 従

ことを証明する許可

証その

他の証票を携帯し、

市場主に呈示しなけ

ħ る

ば

ならない。

提示しなけ

ればならな

確

認

方法を行なわ

な

いことができる。

可 0

証等

で提示

条

質

屋又はその

従業者が法第十八

条第一

項

の規定により、

流

いことができる。

	第6号	( )UTTO YELD	,	(表)						( <u>‡</u>	Ę)			
通 帳 殿 営業所の所在地 営業所の名称 氏 名 第6号 (通帳) (表) (表) (表)								(質屋)	営業法 <u>第</u>	318条	第11	<u>項</u> にる	よる掲示	事.
第6号(通帳) (裏)	第			殿	≓ feft					品目				流期
(表) (裏)														_
(質屋営業法 <u>第17条第1項</u> による掲示す	=		営業	所の名	称	氏	<u>~</u>				2 20			
	第6号	(通帳	営業	所の名	; 称	氏	者 			( ]	裏)			
	第6号	(通帳	営業	所の名	· 称	Д.	<b>省</b>	(質屋	営業法員			<u>項</u> に	よる掲 <i>う</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第6号	(通帳	営業	所の名	· ************************************	Д.	Ä	(質屋	営業法			<u>項</u> に、	よる掲え	
第 号 番号 管契約 品目 数量 貸付 受けもど 全額 <u>し</u> 年月日 !!		뷱	営業	所の名(表)	,称	Д.	Ä		質契約	第17条	第1	貸付	受けも	Li c
		뷱	営業	がの名 (表)	,称	Д.	Ã		質契約	第17条	第1	貸付	受けも	Li t

## (警備業法施行規則の一部改正)

第二条 警備業法施行 規 崱 韶 和五十八年総理府令第一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
同	2 [略] [二•三 略]
[ニ~ヘ 同上] 当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書よることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該	[ニ~〈 略]
正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改	い旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しな
後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(	則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治ハ 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附
[イ・ロ 同上]	【イ・ロ 略】
第四条 [同上]	へぎ つうまさは、内閣府令で定める法第五条第一項(
改 正 前	改正後

(風 俗営業等の 規制 及び業務 の適 正化等に関する法律に基づく許可申請 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 添付書類等に関する内 閣 府令

の一部改正)

第三条 風 俗営業等の規制及び業務の 適正 化等に関する法律に基づく許可申請書 の添付書類等に関する内閣

府令 昭 和六十年総理府令第一号) の 一 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 前欄 に 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍

線を付した部分のように改める。

七 申請者が法人である場合(次号に該当する場合を除く。)には、[五・六 略]	二 [略]	い旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書	産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しな具第三条第三項の規定により役前の仮によることとされる準禁治	民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附	該当しないことを誓約する書面	ロ 法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも	イ [略]	。)には、次に掲げる書類	四 申請者が個人である場合(次号又は第六号に該当する場合を除く	[一~三 略]	する。 」という。) 第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりと	第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法	(風俗営業の許可申請書の添付書類)	改正後
七 [同上] [五・六 同上]	ニ [同上] 当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書	規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定によ正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の	第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条	ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (	該当しないことを誓約する書面	ロ 法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも	イ [同上]		四 [同上]	[一~三 同上]		第一条 [同上]	(風俗営業の許可申請書の添付書類)	改正前

_		
	備考 表中の [ ] の記載は注記である。	[八~十一 略] 「八~十一 略] 「八~十一 略] いずれにも該当しないことを誓約する書面 「イ・ロ 略] 「イ・ロ 略] 次に掲げる書類
		[八~十一 同上]

# (探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第 匝 条 探 偵 業  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に . 関 はする法語 律 施 行 規 則 平 成十 九 年 内 閣府. 令第十 ·九号) *(*) 部を次の ように

改正する。

次の立 表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍

線を付した部分のように改め、 改正前欄及び 改正 後欄に対応して掲げる対象規定は、 改正 前 欄 に 掲げ る対

象規定 を改 Ē 後 欄 に 掲 げる対象規定として移動 Ļ 改正 一後欄 に 掲げる対象規定で改正前欄 にこれに対応す

るものを掲げていないものは、これを加える。

		1
3 法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。  「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」  「「「」」」  「「」  「「」  「「」  「「、」  「「、、、、、、、、	(心身の故障により業務を適正に行うことができない者) 第一条 探偵業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第 三条第五号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により探偵業務 ことができない者とする。 (届出書等の提出) (届出書等の提出) (探偵業の開始の届出書又は申請書を提出しなければならない。 由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。	改正後
第二条 [1・2 同上] 3 [同上] 3 [同上] (後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条 方 (同上] (本いことを誓約する書面 ないことを誓約する書面 (を見入又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書した。 (を見入又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書のよう。) (を見入文は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書のよう。) (を見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条 (を見入文は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書のよう。)	[条を加える。] [条を加える。] [条を加える。] (福出書等の提出) (福出書等の提出) (福出書等の提出) (孫偵業の開始の届出) (探偵業の開始の届出)	改正前

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
にも該当しないことを誓約する書面	にも該当しないことを誓約する書面
ハ 役員に係る法第三条第一号から第四号までに掲げる者のいずれ	ハ 役員に係る法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれ
[イ・ロ 同上]	[イ・ロ 略]
1 [同上]	二 探偵業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
ニ [同上]	二 [略]
当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書	
よることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該	
り被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例に	
規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定によ	
正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の	
第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改	

#### 附則

#### (施行期日)

1

ک  $\mathcal{O}$ 府令は、 成年被後見人等の 権 利  $\mathcal{O}$ 制限に係る措置の適 正 化等を図るため の関係法律 の整 備 に . 関 する

法 律 附 則 第一 条第二号に掲げる規定の 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 令 和 元年 十二月十四 日 から施る 行する。 ただし、 第 条

中 質 屋 営業 法 施 行 規 則第二条第四 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 党定及び 同 規則第二十一 条 の改 正 規定 ( 「 第 条第三項  $\mathcal{O}$ 市 場

を 「第二条第二項第二号  $\bigcirc$ 古物: 市 場 に、 市 場 主 を 古 物 市場 Ě に改 8 る部分に限 る。 は 公

布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この 府令による改正前の質屋営業法施行規則に規定する様式による書面については、 この府令による改

正 後  $\mathcal{O}$ 質屋営業法施 行 規則 に規定する様式にかか わ らず、 当 分  $\mathcal{O}$ 間、 なおこれを使用することができる。